

◎新潟県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

平成29年1月20日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

監事	新潟市中央区女池西2丁目3番17号	渡辺	昭雄
〃	新潟市江南区下早通1丁目2番15号	小林	信行
〃	新潟市東区松崎1丁目15番31号	小島	敏夫

就任年月日 平成29年1月11日

2 退任

監事	新潟市江南区木津3丁目7番8号	坪谷	利之
〃	新潟市東区中木戸218番地	佐野	正人
〃	新潟市江南区天野1487番地	小泉	雅義

退任年月日 平成29年1月10日